

決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 仙台市青葉区中央2丁目2番10号

(商 号) 株式会社京王ズホールディングス

上記被審人に対する平成23年度(判)第24号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金4373万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年5月17日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法178条1項2号及び4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年3月16日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別 紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法 178 条 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条 1 項 2 号及び 4 号に該当

被審人は、宮城県仙台市青葉区中央 2 丁目 2 番 10 号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社であるが、被審人は、東北財務局長に対し、

第 1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 19 年 1 月 31 日	第 14 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 17 年 11 月 1 日 ～平成 18 年 10 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲2,386 百万円であるところを 2,288 百万円と記載	・貸倒引当金繰入額の不計上等
2	平成 20 年 1 月 30 日	第 15 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 18 年 11 月 1 日 ～平成 19 年 10 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲191 百万円であるところを 89 百万円と記載 連結当期純損益が▲1,097 百万円であるところを▲874 百万円と記載	・売上の過大計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 468 百万円であるところを 760 百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
3	平成21年 1月27日	第16期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成19年11月1日 ～平成20年10月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲20百万円であるところを102百万円と記載 連結当期純損益が11百万円であるところを80百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が824百万円であるところを1,207百万円と記載	
4	平成21年 3月13日	第17期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年11月1日 ～平成21年1月31日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が869百万円であるところを1,263百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等
5	平成21年 6月12日	第17期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年11月1日 ～平成21年4月30日 の第2四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が107百万円であるところを145百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等
			平成21年2月1日 ～平成21年4月30日 の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が961百万円であるところを1,379百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
6	平成21年 9月14日	第17期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年5月1日 ～平成21年7月31日 の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,204百万円であるところを1,551百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等
7	平成22年 3月15日	第18期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年11月1日 ～平成22年1月31日 の第1四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が47百万円であるところを111百万円と記載	・貸倒引当金繰入額の不計上等
8	平成22年 9月14日	第18期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年11月1日 ～平成22年7月31日 の第3四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が264百万円であるところを334百万円と記載	・貸倒引当金繰入額の不計上等
9	平成23年 1月28日	第18期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成21年11月1日 ～平成22年10月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が416百万円であるところを507百万円と記載	・貸倒引当金繰入額の不計上 ・売上の過大計上等
10	平成23年 6月14日	第19期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年11月1日 ～平成23年4月30日 の第2四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が281百万円であるところを346百万円と記載	・貸倒引当金繰入額の不計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

第2

- 1 平成19年3月13日、第14期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年3月29日、160個の新株予約権証券を9,600,000円で取得させ、
- 2 平成20年1月10日、第14期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年1月25日、6,500株の株券を195,195,000円で取得させ、
- 3 平成20年4月15日、第15期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年4月30日、6,000株の株券を120,000,000円で取得させ、
- 4 平成21年10月20日、第16期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書及び第17期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月4日、20個の新株予約権を360,960,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、
もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

2 法令の適用

1の第1の表に掲げる事実につき

番号1、同2及び同3

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）172条の2第1項本文、金融商品取引法24条1項

番号4、同5及び同6

旧金融商品取引法172条の2第2項前段、1項本文、金融商品取引法24条の4の7第1項

番号4、同5及び同6は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法185条の7第2項及び平成20年内閣府令第79号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下「旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令」という。）61条の2を適用する。

番号7及び同8

金融商品取引法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項

番号9

金融商品取引法172条の4第1項本文、24条1項

番号7、同8及び同9は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3を適用する。

番号10

金融商品取引法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項

1の第2の1、2及び3に掲げる事実につき

旧金融商品取引法172条1項1号、3項、金融商品取引法5条1項、3項、176条2項

1の第2の4に掲げる事実につき

金融商品取引法172条の2第1項1号、3項、5条1項、3項、176条2項

3 課徴金の計算の基礎

1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文の規定により、被審人の第 14 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (86,042 円)

が

3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。

番号 2

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文の規定により、被審人の第 15 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (44,550 円)

が

3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。

番号 3

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文の規定により、被審人の第 16 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (27,568 円)

が

3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。

番号 4、同 5 及び同 6

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 2 項前段、1 項本文の規定により、被審人の第 17 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 17 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期連結会計

期間に係る四半期報告書（以下「第17期第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第17期第3四半期報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（26,449円）

が

3,000,000円

を超えないことから、

第17期第1四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

第17期第2四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

第17期第3四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

となるが、第17期第1四半期報告書、第17期第2四半期報告書及び第17期第3四半期報告書が、いずれも第17期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法185条の7第2項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の2の規定により、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第17期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000) \\ = 1,000,000 \text{円}$$

第17期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000) \\ = 1,000,000 \text{円}$$

第17期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000) \\ = 1,000,000 \text{円}$$

となる。

番号7、同8及び同9

金融商品取引法172条の4第1項本文及び2項前段の規定により、被審人の第18期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第18期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計

期間に係る四半期報告書（以下「第18期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第18期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第18期第1四半期報告書	96,994円
第18期第3四半期報告書	102,877円
第18期有価証券報告書	98,447円

が

6,000,000円

を超えないことから、

第18期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第18期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第18期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第18期第1四半期報告書、第18期第3四半期報告書及び第18期有価証券報告書が、いずれも第18期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第18期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{円}$$

第18期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{円}$$

第18期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 3,000,000 \text{円}$$

となる。

番号10

金融商品取引法172条の4第2項前段、1項本文の規定により、被審人の第19期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書に係る課

徴金の額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額（135,449円）

が

6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。

1の第2の1、2及び3に掲げる事実につき

旧金融商品取引法172条1項1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の2に相当する額が課徴金の額となることから、

平成19年3月13日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
 $9,600,000 \text{円} \times 2 / 100 = 192,000 \text{円}$

について、金融商品取引法176条2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、190,000円

平成20年1月10日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
 $195,195,000 \text{円} \times 2 / 100 = 3,903,900 \text{円}$

について、金融商品取引法176条2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、3,900,000円

平成20年4月15日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
 $120,000,000 \text{円} \times 2 / 100 = 2,400,000 \text{円}$

となる。

1の第2の4に掲げる事実につき

金融商品取引法172条の2第1項1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、

平成21年10月20日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
 $360,960,000 \text{円} \times 4.5 / 100 = 16,243,200 \text{円}$

について、金融商品取引法176条2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、16,240,000円

となる。